

情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（福岡会場）を開催

総務省九州管区行政評価局（局長 吉武 久）では、令和元年6月14日（金）、九州内の国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の情報公開及び個人情報保護の担当者（主に初任者）を対象に、内閣府大臣官房公文書管理課、個人情報保護委員会事務局及び総務省行政管理局の担当者を講師に迎え、「情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会」を開催しました（参加機関数：102機関、参加者数：169人）。

各講義のポイントは次のとおりです。

【講義 1 公文書管理法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点】（内閣府大臣官房公文書管理課）

- ① 公文書管理法制定の背景と公文書管理を巡る最近の状況等
- ② 公文書管理制度の概要（各機関の役割等）、公文書管理法の内容等
公文書等を適切に管理し、その内容を後世に伝えることは国の重要な責務

【講義 2 情報公開法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点】（総務省情報公開・個人情報保護推進室）

- ① 情報公開制度の目的・概要（制度の仕組み、対象文書等）
- ② 運用のポイント（開示請求手続（受付、開示の実施等）
誰でも行政文書の開示請求が可能、適切な文書管理が必要、開示請求があった場合は原則開示

【講義 3 行政機関等個人情報保護法の概要及び制度運営上の基礎的な留意点】（総務省同室）

- ① 個人情報保護制度の概要（制度の仕組み、個人情報の定義）
- ② 運用のポイント（利用目的の特定、適切な管理（点検等）、本人関与の仕組み（開示・訂正・利用停止請求）等
個人情報の利用目的の明確化、適切な開示決定等、漏えい等防止対策の徹底

【講義 4 行政機関等個人情報保護法における非識別加工情報制度の概要】（個人情報保護委員会事務局）

- ① 国の行政機関等における非識別加工情報の制度の導入、仕組み
- ② 非識別加工情報の提供及び事業者課される規律等、事業者から提案を受け付けた場合の留意点等
国の行政機関等が提案を審査の上、民間事業者に非識別加工情報（※）を提供。事業者は同情報を分析等し、産業の創出等に役立てることが可能

※ 国の行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人の識別ができないよう、かつ復元ができないよう加工した情報



【研修会の模様】